

平成29年度第1回流山市都市計画審議会議事録

目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び職員	1 ページ
3	会議に付した案件	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	3 ページ～

1 開催日時及び場所

日 時：平成30年7月31日（火）

午後1時30分から午後2時25分まで

場 所：流山市役所第1庁舎、第1、第2委員会室

2 出席した委員及び職員

(1) 審議会委員

内山 久雄 (学識経験者)
横内 憲久 (学識経験者)
飯田 直彦 (学識経験者)
古川 敏夫 (学識経験者)
石渡 烈人 (学識経験者)
小倉 節子 (学識経験者)
岩田 一秀 (学識経験者)
石原 修治 (市議会議員)
加藤 啓子 (市議会議員)
藤井 俊行 (市議会議員)
加藤 修一 (市民委員)
小名木 紀子 (市民委員)
戸倉 慧 (市民委員)
根本 嘉生 (関係行政機関職員)

※欠席した委員

乾 紳一郎 (市議会委員)

(2) 職員

都市計画部長	武田 淳
都市計画部次長 兼都市計画課長	長橋 祐之
都市計画課課長補佐	駒木根 勝
都市計画課都市計画係長	松田 賢
都市計画課都市対策係長	近藤 英樹
都市計画課職員	佐藤 健太
都市計画課職員	吉田 崇志

3 会議に付した案件

第1号議案 流山市景観計画の変更について (諮問)

4 傍聴者

1名

5 議事の概要

都市計画課 近藤

ただいまから、「平成30年度第1回流山市都市計画審議会」を開会いたします。

本日出席の市職員の紹介をさせていただきます。

都市計画部長の武田です。

都市計画部次長兼都市計画課長の長橋です。

都市計画課課長補佐の駒木根です。

都市計画課都市計画係長の松田です。

都市計画課職員佐藤です。

同じく吉田です。

申し遅れましたが、本日の進行をさせていただきます都市計画課の近藤です。それでは、本日のお手元の資料確認をさせていただきます。

本日使用する資料は、事前に送付させていただきました、A4サイズに綴じられた冊子の資料と、本日お配りしました、A3サイズの「(仮称)流山市広告物条例(素案)の概要」と、A3サイズの「地域図」、A4サイズで綴じられた「流山市広告物条例の素案」と、「流山市景観計画」の冊子の計5点でございます。

お持ちでない方など、いらっしゃいましたら、事務局までお申し付けください。

なお、これより審議が行われますが、都市計画審議会委員15名のうち、14名の出席をいただいておりますので、過半数を超えていることから会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、傍聴の皆様をお願いいたします。

「傍聴者の遵守事項」をお守りいただき、円滑な議事の運営にご協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、このあとの進行につきましては、内山会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

内山会長

会長の内山でございます。

さて、本日の審議案件につきましては、流山市長から諮問のありました、「流山市景観計画の変更について」でございます。

委員の皆様、よろしく申し上げます。

審議の前に議事録署名人を選出したいと思えます。

慣例によりまして、学識経験者の委員から1名、市議会の委員から1名、ということでお願いしておりますので、今回は、小倉委員と石原委員にお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

それでは、小倉委員、石原委員、よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります。

事務局から説明願います。

都市計画課長 長橋

こんにちは、都市計画課の長橋です。よろしく申し上げます。それでは、第1号議案の「流山市景観計画の変更について」説明いたします。お手元の議案資料のインテックス資料1をご覧ください。

変更内容の新旧対照表です。左側が、新たに変更しようとする内容で、右側が現行の流山市景観計画の内容です。

次のページをご覧ください。「改定の趣旨」を記載しております。

現在、本市における屋外広告物等については、千葉県屋外広告物条例及び流山市景観計画により、規制・誘導を行っております。

県条例と景観計画では、屋外広告物等の制限に関する地域の設定や基準が異なるといった不整合が生じています。

そこで、「流山市広告物条例」の制定と景観計画の変更を行うことで、良好な景観の形成を目指すこととしました。

次ページの16ページの「良好な景観の形成に関する方針(共通事項)」をご覧ください。

追記しようとする文言に、アンダーラインを引いております。

資料中央に「広告物等（流山市広告物条例第4条に規定する屋外広告物等又は特定屋内広告物をいう。）については、建築物や周辺環境等と調和した形態意匠とする。」を追記します。

追記した「広告物等」とは、屋外に設置される屋外広告物及び、ガラス面等の内側から屋外に向けて表示する、屋内広告物の両方を規定するものであり、景観計画と流山市広告物条例の内容の整合を図ろうとするものです。

次に、資料の下方をご覧ください。

自動販売機については、派手な色彩とならないよう「落ち着いた」を追記します。

次ページの19ページをご覧ください。「景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針」が記載されていますが、このうち、「屋外広告物等」の記載を、「広告物等」に変更します。

次ページの32ページをご覧ください。同様に、「屋外広告物」の記載内容を「広告物等」に変更します。同じ変更内容が、32ページ以降にもありますが、説明は割愛します。

次ページ、77ページの「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」をご覧ください。

屋外広告物について、現在の景観計画では、市内を4つの区域に分けて、区域の特性を考慮した数値基準を設けております。

資料、右側の「旧」と書かれたものは、現在の景観計画における4つの区域のうち、1つの制限内容です。

広告物の形状について、具体的な数値基準を設けておりますが、流山市広告物条例の施行規則として制定することから、数値基準に関する記載を、景観計画から外します。

ただし、「①共通基準」のうち、「建築物や周辺環境との調和が図れた意匠とする。」、「表示内容は簡素化する」、「広告物はできる限り集約化し、必要最低限の大きさ、個数とする。」

また、「②種類別基準・広告幕、旗、のぼり、横断幕等」のうち、「イベント時のみの掲出とし、終了後は、すみやかに撤去する。」については、流山市広告物条例の許可基準には、そぐわないことから、流山市広告物条例には移行せず、景観計画の記載をそのまま残します。

資料の左側をご覧ください。

「②景観配慮事項の、共通基準」として、流山市広告物条例に移行しない内容を記載しております。

以上が、景観計画の変更の内容です。

インデックス、資料2は説明しました変更について表にまとめたものです。

続きまして、現在までの手続と今後の予定について説明します。

景観計画の変更の案につきましては、平成30年6月4日から同年6月18日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

今後の予定ですが、本日の都市計画審議会にて答申をいただき、平成31年4月1日を目途として施行する予定です。

それでは、現在、制定手続を進めている「流山市広告物条例」の内容について説明いたします。

流山市広告物条例は、現在の千葉県屋外広告物条例の内容を原則そのまま踏襲し、流山市景観計画の広告物に関する制限を移行して、一本化しようとするものです。

参考資料として本日追加で配布いたしました、「(仮称)流山市広告物条例(素案)の概要」をご覧ください。

資料左上の、「01・条例制定の目的」をご覧ください。

現在、本市における屋外広告物等については、千葉県屋外広告物条例及び流山市景観計画により、規制・誘導を行っております。

県条例と景観計画では、屋外広告物等の制限に関する地域の設定や基準が異なるといった不整合が生じています。そこで、「流山市広告物条例」を制定し、基準や手続を一本化することにより、良質なまちを創出するとともに、良好な景観の形成に寄与することを目的としています。

次に、資料右側中央「3. 県条例と景観計画の区分を包括した規制地域・制限内容の設定」をご覧ください。

千葉県屋外広告物条例の規制地域である、禁止地域と許可地域の2種類と、景観計画区域のうち、4種類の重点区域を重ね合わせて、5種類の規制地域を設定いたします。

次に、資料裏面「6・特定屋内広告物に関する制限を追加」をご覧ください。

「流山市広告物条例」では、建築物の窓やガラス面等の内側から屋外に向けて表示するものを、「特定屋内広告物」と定義します。

屋外広告物法では、屋外に表示・設置されている屋外広告物が制限の対象となりますが、窓の内側から屋外の公衆に向けて表示する広告物も同様の効果・目的を有していることから、「特定屋内広告物」についても一定の制限を行います。

以上が、「流山市広告物条例」の内容です。

流山市広告物条例については、平成30年6月4日から7月3日まで、パブリックコメント手続きによる意見募集を行い、14通、34件の意見をいただいたところです。

以上が、第1号議案「流山市景観計画の変更について」の内容となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

内山会長

説明どうもありがとうございました。

それでは、これから景観計画の変更についての質疑や意見などをお願いしたいと思います。

繰り返しになりますが、流山市は単独で広告物条例を作ろうとしており、まだできていません。

それまでは、県の条例に従っていましたが、少しかっこいいまちにするために独自に広告物条例を出したいと考えており、条例を定めようとするのは議会で議論されることになっております。

そのような状況下で、今のうちに景観条例と対をなしている景観計画の変更を齟齬が無いようにしておきたいということが狙いです。

ということですので、流山市単独の条例と流山市景観計画の2つの事項で行ったり来たりにはなってしまいましたが、一方は未定で、他方の景観計画は、本日、中身を固めたいという考えです。

そのような背景から議論をお願いしたいというようなことでございます。

どこからでも結構ですので質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

藤井委員

今回、1壁面に対し看板1基等、少し厳しくなり、面積等についても制限が出てくると思うのですが、そのようなことの市民に対する周知と、新川耕地などでは、大型の物流の倉庫が建設されており、そこには例えばコンビニや食堂が入っていると、1つの建物に1つの看板というわけにはいかず、コンビニも食堂も看板を出したいと考えるだろうし、加えて搬入通路などの案内のサイン等も、屋外広告物に当たる場合はこれも面積に加算されてしまうのか。そのような点についてどのように考えているのでしょうか。

また、のぼり旗等については、飲食店を含めた様々なサービス業の店舗でのぼり旗を出していますが、こういった部分に対してはどのようにしていくのでしょうか。

最終的には市民に対する周知をどのように行っていくのか、これらについてお答えをお願いします。

都市計画課長 長橋

広告物条例のご質問と思いますが、今回ご提案しているのは、あくまで景観計画のことについてですので、今のご質問に対しては、現在ここでお答えするのは控えさせていただきたいと思います。

藤井委員

分かりました。ありがとうございます。

内山会長

質問の機会はここではなくてもあると思いますので、よろしく願いいたします。

その他はいかがでしょうか。

石原委員

2点だけ伺いたします。

議案資料の77ページの第5章に関して新旧の対照がありますが、この中で旧の「(1)の景観計画区域」の中の、「①共通基準」の中の電光掲

示板、それから液晶に関する内容が削除されていますが、この理由をお聞かせください。

それからもう1点が、「②の種類別基準」が削除されていますが、削除した理由、この2点をお聞かせください。

都市計画課 松田

ご指摘いただいた2点とも同じ回答になります。

削除されている部分につきましては、9月議会でご審議いただく予定の流山市広告物条例に、制限事項として景観計画から外して移行する予定としており、景観計画で制限するのではなく、条例の許可基準で制限しようとしていることから削除しております。

説明でも申し上げましたが、条例の方は許可を出しますので、イエスカノーかがはっきりさせるわけです。

数値基準は許可基準にそぐいますが、集約化等のあいまいな基準については許可基準にはそぐわないため、そのようなことについてのみ景観計画を残しております。

内山会長

計画の細かい所は条例に入れるとのことですか。

根本委員

私も2点ほどお聞きしたいことがあるのですが、議案資料の77ページで景観計画に残すものは具体的な彩度の数値のところがあるのですが、これを景観計画に残して、他のものは条例のほうに移行するという使い分けはどのようにしているのか、というのが1点です。

次に、景観計画では地区が4区域あるのですが、4区域のうち事前に頂いた資料の新川耕地とつくばエクスプレス沿線の2つは、屋外広告物という言葉で広告物等と広く解釈しているようなのですが、他の2箇所では屋外広告物のままということでしょうか。

都市計画課 松田

まず1点目の色彩の件ですけれども、色彩も確かに数値基準ですので

本来であれば条例のみというところでは。

色彩の数値基準については新たに提案しようとしております流山市広告物条例の許可基準としても入ってまいります。

つまり景観計画の方にも残しつつ新しい条例の方にも入れさせて頂くということになっております。

このようになった理由につきましてですけれども、広告物条例の手続きにおいて、景観計画に基づいた事前協議を行って、その後に広告物の許可申請をしていくという、2段階の手続きをしていただくように考えております。

現在の景観計画の中において、工作物や建築物、あるいは広告物の景観計画の手続きを行う際には、事前協議を行った後、景観法の手続きという二段階になっております。広告物については、条例を制定できたとしても同じ続きの流れにする予定でおります。

この事前協議については、景観計画に基づいて事前協議をすることになりますので、景観計画に色彩基準の記載が無い場合は、「集約化」、「簡素化」、「調和」という文言だけで事前協議を行うことになります。

色彩の件につきましては条例の許可手続きの前に、景観計画の事前協議の方においても協議させて頂きたいということで、この部分だけ残したいと考えさせて頂いております。

2点目の広告物等の件ですけれども、区域に関わらず全てで屋外広告物等もしくは広告物等と記載を統一させて頂いております。

根本委員

議案資料には区域は新川耕地とつくばエクスプレス区域しか無いのですが。

都市計画課 松田

はい。議案資料77ページの旧の部分については、元の景観計画では77、78、79、80ページの4ページに跨っております。

資料では77ページだけを抜粋しております。4ページが集約されて新の77ページになり、元の4ページが、1ページになるということで、残る3ページ分については表現を割愛させて頂いております。

根本委員

4地区ありますよね。4地区とも屋外広告物という言葉は全て広告物等になっていますか。

都市計画課 松田

広告物等という言葉に統一するのは全区域でございます。

区域によって統一しないという使い分けはしておりません。

加藤修一委員

市民の立場からいくつか質問させていただきます。

1つは、広告物ですとか、広告物等などの用語の定義が市民に分かりやすいような形で周知されているかということが1点です。

それからもう1つが、看板についてどういう規制なのか、例えば立て看板など、そういったものについてこの景観の中で非常に大きなウエイトを占めていると思うのですが、これについてはどのような考え方でしょうか。

例えの例を挙げます。信号があるような交差点の所に空き地があったとします。角地で、あるいは駐車場があったとします、その隅切の部分には必ずと言っていいほど、選挙期間中でもないのに立て看板があります。また、広告物については色々な表現があります。

そういったものが無秩序に流山市の中には各交差点にあります、今回の計画の中の対象に入ってこないのかどうか。

これはなにも流山市だけではないとは思いますが、まちを美しくしようというのであれば、その辺をしっかりと整理していかなければ、いくらこういった規制をかけても市全体としては秩序のあるような整理はできないと私は思っております。

その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

内山会長

広告物の定義が市民には分からないということです。

都市計画課長 長橋

言葉足らずですみません。本日お配りした、A3判の「(仮称)流山広告物条例(素案)の概要」のカラーのものをご覧頂けますでしょうか。

この「02屋外広告物等とは」という所に記載しております。

屋外広告物法に基づき、極端な言い方をすると、個人のお宅の表札から全て広告物という扱いになります。ですから、看板は全て広告物になります。

ただ、定義されているのはそこに書かれております「①から④」の「常時または一定の期間継続して表示されるもの、屋外で表示されるもの、公衆に表示されるもの、看板立て看板」という4つのものが全て満たされているものを、屋外に向けて出すものです。

こういった定義に基づいて広告物というように定義されておりますので、これについては屋外広告物法と、現在千葉県の屋外広告物条例というものがございますので、こちらを基に流山市の運用をさせていただいております。

それに対して、景観計画の中では良質な景観を作っていきたいということで、それを踏まえまして、景観計画の中で色の基準を設けさせていただいております。

ということでございますので、この基準に適合したものを、現在運用させていただいているという内容でございます。

藤井委員

今の質問は政治家の立て看板やポスターの看板が対象になるのかという話なのですが。

加藤修一委員

何人も名前が連なって立て看板に出ていますよね。

都市計画課 松田

野立て看板などと言ったりしますが、交差点の脇に付いているものも、看板という言葉も全部含めて広告物に該当します。

屋外広告物というのは、建物の壁に貼ってあるものもそうですし、道

路の脇に立っている野立て看板もそうですし、何かをPRするポスターも屋外広告物等の中に含まれます。

目的が店舗の案内や個人の表札、ポスターであるかといったことによって、特に使い分けはありません。

藤井委員

公職選挙法上は。

都市計画課 松田

公職選挙法に基づくものですか、公共目的のものですか、適用除外はもちろんあります。

加藤修一委員

私が先ほど聞いたのは選挙期間中でもないのに、スローガンを掲げたような立て看板が、交差点の中にあるではないですか。ということです。

そのようなものは、この条例の新たな対象になってくるのか、こないのかということを知りたいです。

都市計画課 松田

対象の範囲は、今までの千葉県の屋外広告物条例と流山市の景観計画を分けて運用している場合と、今後1本にしようという場合で変わりません。

加藤修一委員

市で条例を変えるということは、県の決めた広告物条例に対する規制の強化であるというのが一般的な流れではないですか。

要するに今までの県の条例を下回る基準を作っても意味がないわけですから。

都市計画課 松田

下回った基準をもちろん作る予定はありません。県条例の制限と、流山市の景観の制限という別の制限があるので、原則は県の制限をそのま

ま市条例に持って行き、景観の方で制限している色彩の基準については、合わせたものにした許可基準にしようというのが今回の条例の中身です。

加藤修一委員

審査基準の素案は大体出来上がっているのですか。

例えば壁面1面について何平方メートル以内に広告物を出してもいいか。

他の自治体でもありますが、そういったことは、ある程度素案としてはまとまっていますか。

都市計画課 松田

素案としてはパブリックコメントの方で公表しておりまして、県の条例と景観計画の状態から厳しい制限には原則変わっていません。

加藤修一委員

その審査基準の中から用語の定義について、「何々とは」という形で本来連続して並べられますよね。

用語の定義を明確にしないと審査の内容基準が曖昧になるという点で、きちんとできているのかどうか、ということを確認させていただいております。

都市計画課長 長橋

大変申し訳ありません。

今回はあくまでも広告物条例の話ではなく、景観計画についてのご審議を頂いておりますので、その定義につきましても、当然条例の中に定義づけさせていただいております、ということだけお答えさせていただきます。

加藤啓子委員

先ほどの石原委員の質問の「77ページの電光掲示板については、広告物条例の方に移行するから」という話でしたが、まだ、これからその条例が制定されるかどうか分からない訳で、もし制定されないと

場合や、広告物条例のパブリックコメントにおいて条例を修正されるようになった場合でも、本日の議題である景観計画の変更は、そのままになるのでしょうか。

それとも県条例でこの部分はしっかり入っているので、また戻るといったことはないという形で宜しいのでしょうか。

内山会長

予定どおりに流山市の条例が制定されなかった場合、つまり議会で否決された場合はどうなるのですかということです。

都市計画課 松田

手続きについては、冒頭に申し上げましたが条例の方が制定されたうえで、景観計画の変更と両方でということを考えております。

広告物条例が可決されない場合について。本日の景観計画の変更について、答申はいただいても景観計画の変更の決定告示は、条例の施行と合わせて考えております。

従って、片方が流れれば両方流れるというように考えております。

加藤啓子委員

わかりました。

根本委員

言葉の定義を教えてくださいたいのですが、法で決まっているのかもしれませんが、特定屋外広告物とは具体的にはどのようなものでしょうか。

都市計画課 松田

こちらにつきましても、流山市広告物条例の方で定義する予定です。

建築物等のガラスの外にポスターや商品の宣伝を貼ったものが屋外広告物であるのに対し、屋内であるガラスの内側に貼ったものを特定屋内広告物とします。

屋外広告物法では、屋外広告物は対象になりますが屋内広告物は対象

になりません。

ただ、その目的については、屋外広告物と屋内広告物も同様であると判断できるガラスの内側に直貼りしている等の広告物が見受けられますので、特定屋内広告物と定義をする予定です。

根本委員

掲示する場所の違いなのですか。

都市計画課 松田

建築物の中か外かの違いです。

藤井委員

表紙のことですが、計画の名称だと思われる「流山市景観計画」と大きな題名があり、その下に「グリーンチェーン景観計画」とサブタイトルのようなものがあります。

また、グリーンチェーン戦略もあると思うのですが流山市の景観計画のことを、今後はグリーンチェーン景観計画とも呼ぶということでしょうか。

名称が新たに加わるとのことでしょうか。

都市計画課長 長橋

流山市景観計画につきましては、平成19年に計画を作成させていただいておりますけれども、この時点から「グリーンチェーン景観計画」は変えておりません。

そのまま副題として付けてあります。

藤井委員

その頃からということでも良いのですが、グリーンチェーン戦略を1つの戦略としてやってきていると思うのですが、景観計画全体が「グリーンチェーン景観計画」という名称になるという認識で宜しいのでしょうか。

都市計画課 長橋

認識ではなく、当初から「グリーンチェーン景観計画」という副題を策定させておりました。景観計画の中にも、3ページに本市が目指す景観計画にはグリーンチェーン景観計画という副題があり、本区域においてもグリーンチェーン戦略を活用し緑が連続して見える風景を保全及び誘導していくことが重要であると考えています。

こういうことから、グリーンチェーン戦略は戦略としてやっていますが、グリーンチェーン戦略ではなく、それを活用し緑が連続して見えるような風景を保全していくという意味合いから副題としてここに文字入れさせていただきました。

藤井委員

わかりました。

飯田委員

たぶん事務局はかなり苦労されていて、まだ分からないというのが第一印象です。なぜ分からないのか、私自身で少し整理してみます。

1つ目は憲法との調整がいるのです。

営業の自由、思想の自由、集会の自由、これを縛りますよね。

営業の自由で、例えば、先ほどの屋内広告物についてですが、字が透けて見えますよね、これは広告物ではないのでしょうか。鏡文字になっていますが。

むしろこの条例を作りたいと考えた方は、店の中が見えるようにして、どのようなお客様が何を食べているのか、何屋さんなのかを知ってもらいたいということが趣旨ではないのでしょうか。

何が書けるのかはあまり言わないほうが良いと思います。

憲法に保障されている思想の自由にぶつかります。憲法があって法律があり、条例でしょう。そうすると違憲訴訟という話になってしまい、憲法を疑うような形になってしまう。

そこを注意深く、議会でこれから聞かれて下さい。

これが1点目で、憲法で言っている基本的人権にぶつからないように上手に条例を作ってください。適用除外、あるいは勧告、おすすりめだけに

して、禁止はしないですとか。

景観計画は「やって下さい、お願いします。」というものです。言わなくても従わなくても良く、勧告だけすれば良い。

私は「こういう事情で広告物をこの場所に貼らせていただきます。」というような形になりますので、景観計画に書かれる基準はおすすめの基準です。

それに対して、屋外広告物条例に書かれる基準は、やってはいけない基準になりますので、大きくこの基準と違います。

内山会長

ありがとうございます。

これから制定されるのであろう、流山市景観条例の内容と広告物条例の内容と、今議論している景観計画の改定というのは、結果的にどの日本のまちよりも厳しくなるのですか。

もっと厳しい市町村がある場合、教えていただけるとありがたいです。

鎌倉や京都は、なかなか厳しいように聞いておりますが、実は流山の方が厳しいということでも、もし分かるのなら教えていただきたいです。

都市計画課長 長橋

広告物に関する規制は、先ほどからご説明しておりますように、現在、千葉県屋外広告物条例というものがございます。その基準を「千葉県」というものを「流山市」に置き換えただけで、基準等は一切変えておりません。

ですので、今付いている看板よりも厳しいということは、我々は一切考えておりません。

千葉県条例をそのまま流山市の条例にコピーして移すだけでございますので、何も厳しくする等はしておりません。

ただ1点、色の基準だけは設けさせていただいて、ある一定の色を使うことに関しては、表示面積の50%以上は原色を使わないで下さいと景観計画に書いてありますので、それを条例の方に移行させていただいて、それにつきまして、協議をさせて頂きたいというのが今回の趣旨でございます。

厳しい所は、京都市、金沢市が一番条例の中では厳しいです。その他、駒ヶ根市も厳しく基準を設けて運用していると聞いております。

広告物に関しましては、違う部署で広告物の許可手続きを行っております。また、景観に関しては、都市計画課の方で手続きを行っております。

同じ広告を出すにしても違うセクションと都市計画課と業者さんが行き来しており、不整合が生じる部分がありますので、それを一本化する事で条例を制定させていただいて、また、手続きについても広告物条例、景観における協議それも一本化させて頂きたいとのことで条例を制定させていただくという内容でございますので、何処も厳しくするという事は一切ここにはありませんし、基準の方も厳しくする予定は今の所考えておりません。

加藤啓子委員

確認ですが、先ほど藤井委員からも質問されましたが、旗等が結構立っているところがあります。

そこについては、特にイベント時だけでなく毎日継続的に出たままなのですが、その場合であっても、特に注意をせずに同じようなままでいくとのことで宜しいのでしょうか。

旧と新の議案資料77ページの所に「広告、旗、幕、のぼり及び横断幕等はイベント時のみの掲示とし、終了時は速やかに撤去する」と、旧も新も同じような形です。

今までも注意もされていない状況なので、この景観計画がこのままということは、そのまま特に注意もないまま、今までと同じということで宜しいのでしょうか。

都市計画課 松田

旗等につきましては、現状の千葉県屋外広告物条例におきましても許可基準があるのですが、その前に手続きの適用除外というものがございまして、1つの敷地で15平方メートルや、20平方メートル以下のものについては許可手続きが要らないとなっております。

よって、小さな旗が何本か立っているものについては許可手続きの対

象外ということになります。

景観計画におきましては、旗等に関する記載が今もございますので、当然指導の対象になっています。

先ほど飯田委員の話にもありましたように、景観計画というものはお願い事項ということで、確かに人的な条件もありますけれども、明らかにひどいものについては出来るだけ現地で指導を差し上げたりしていません。

ただ、全てのものについては指導ができておらず、許可基準ではない中で、お願い事項とし旗等で景観計画の内容にそぐわないものについての指導はさせていただいております。

加藤啓子委員

分かりました。

飯田委員

先ほど特別な扱いと言った適用除外は、何を特別に適用除外するのかを上手に選んでください。

また、景観計画ですので相手に対して説得なり働きかけをするのでしようね。

なぜ好ましいとか、ひどいとか。「字が判別できないではないですか、こんなに汚れてしまっは。」ということであるならば、説得力もできるかなと思います。

もう1つは、景観計画を作る意味は「この場所は特別です。」という作り方があります。

流山の特別な場所として、おおたかの森周辺と新川耕地の2箇所があります。

京都市内は全域なのです。また金沢市内も全域です。

特別な場所では、少し厳しい、あるいは強めの指導の仕方をされるのではないのでしょうか。

なぜここが景観計画重点区域であって、第1種規制地域になるのかその辺を整理して下さい。

加藤修一委員

今の飯田委員の質問に付随してですが、配布していただいた流山市広告物条例の地域図について、質問の中で景観計画重点区域という文言ありましたが、どこが該当するのか。

例えば柏市では、柏の葉キャンパス駅周辺を景観計画重点地区としております。

流山市の景観計画重点区域とはどこを指しているのでしょうか。

都市計画課 松田

お手元に参考で配布しました景観計画の本をご覧ください。

こちらの10ページに流山市景観計画における重点区域として4地区記載しております。

1点目は、地図の一番上の青い点線で横長になっております利根運河区域。

2点目は、左上の方の新川耕地区域で、緑色の点線により囲われ、色が着色されていない新川耕地区域。

3点目は、図面中央右の、流山おおたかの森駅周辺のつくばエクスプレス沿線整備区域。

4点目は、流山本町区域という市役所の西側の周辺を指定しております。

4つの区域を重点区域として景観計画に指定しており、4つの区域をお手元にお配りしたA3の広告物条例の地域図の案でも、太い灰色の線で囲まれております。

加藤修一委員

分かりました。ありがとうございます。

内山会長

流山市の景観計画や、これから作る条例が1番厳しいのか、また京都よりも緩いのか、という質問を先ほどいたしましたでしたが、改めて千葉県 of 広告物条例に準じるという事でした。

千葉県の条例というのは、良くないのか。それとも結構素晴らしいの

か。

また、流山市は、千葉県の条例が素晴らしいからそれに準じることになっているのか。あるいは千葉県の条例を、もう少し規制のきつい形にするのか。というように、将来どのように考えるのでしょうか。

景観計画についての話なのですが、景観に関する将来をどのように考えるのか、という答えようのないような質問かもしれませんが、教えてくださいませんか。

都市計画課 松田

屋外広告物法における、法の目的は、景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止という3点がありますが、県内一律の千葉県の屋外広告物条例は、景観の形成という点は、法改正で平成16年に追加されているものです。

その前からある条例ですので、公衆の安全、風致の維持については、非常に強いとは思いますが。

しかし、景観の形成という目的に対しては、千葉県条例は弱いという風に考えております。

その部分を10年前から策定しています「流山市景観条例、景観計画」の中身を併せることで、県条例を踏襲しつつ、流山市の景観個性を活かしたものにしていこうということです。

端的に答えますと、千葉県の条例は、規定としては緩いと思っはいませんけれども、景観という視点からは弱いと考えております。

内山会長

そのお答えが聞きたかったのです。

加藤啓子委員

先ほど質問させていただいた時に、9月に上程される広告物条例がもし否決された場合には答申の方もないことになるとおっしゃったのですが、順番的には特に問題はないですか。

今までも同じような形で条例が制定されることを前提に、その前に都市計画審議会等で審議をしていたものはあったのでしょうか。

都市計画課長 長橋

条例に関して都市計画審議会においてご審議いただいたということはないと思います。

今回は広告物条例が9月議会でご承認をいただいて初めて条例が施行されますので、その施行がされない限りは、ご審議されている内容は反映されるどころがございません。

よって、そのまま決定はできないということになります。

内山会長

議論も意見も出尽くしたとは思いますが、宜しいでしょうか。

今のこの案件は市長から諮問を受けているものでありますので、今の事務局作成の原案に皆さん賛成かどうかをお諮りと思いますが、挙手をお願いいたします。

原案に賛成という方は恐縮ですが挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

内山会長

全員挙手しておりますので、原案に賛成と答申したいと思えます。

それでは、私の役割はこれで終わりですのでこの後の進行は事務局にお任せいたします。

よろしくをお願いいたします。

都市計画課 近藤

以上を持ちまして、平成30年度第1回流山市都市計画審議会を終了させていただきます。長い間、お疲れ様でした。ありがとうございました。

—以上—